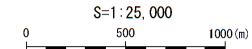


施設整備計画

沿岸名
福島

ゾーン名
相双北部

ブロック名
蒲庭

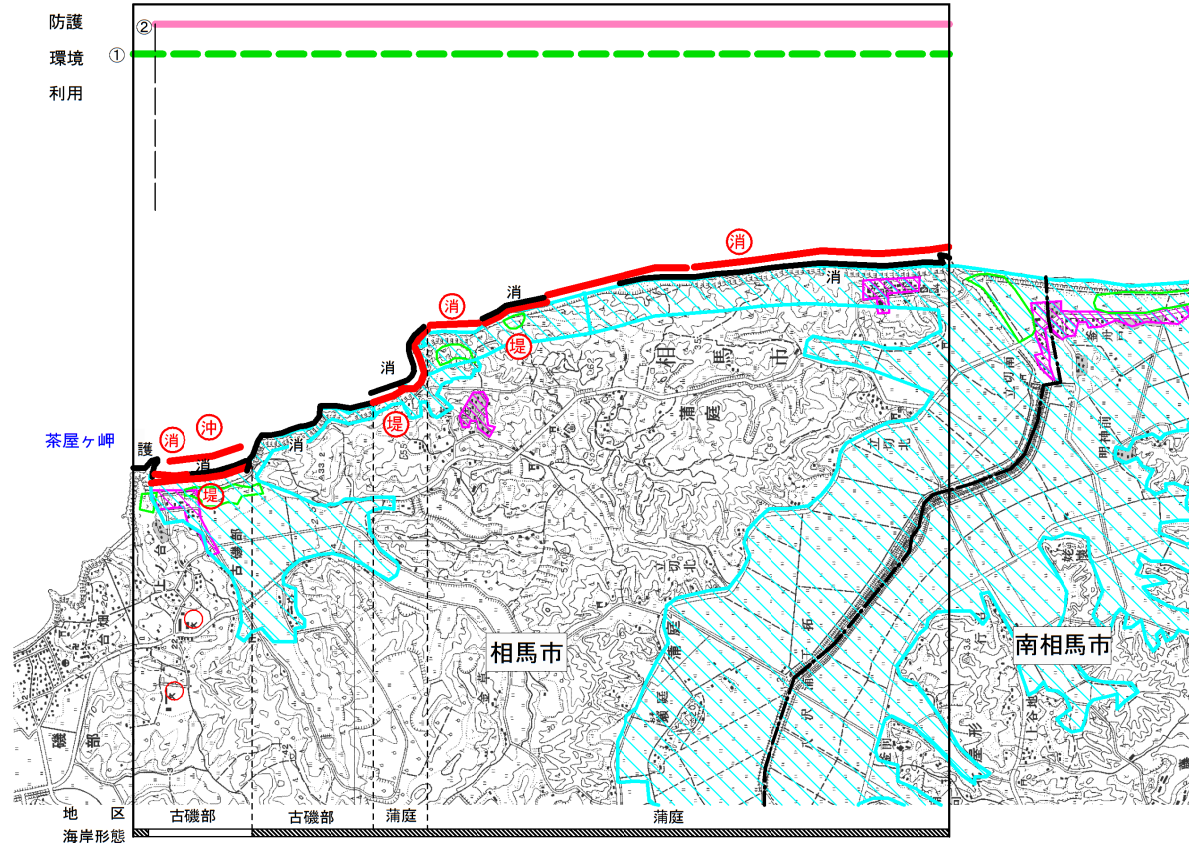


凡例

- 防護**
- 海岸保全施設（現況）
 - 海岸保全施設の種類
 - 堤防
 - 護岸
 - 突堤
 - 離岸堤
 - 消波堤（工）
 - 人工リーフ
 - 防潮堤
 - 人工海浜
 - 重要施設
 - ▨ 受益地域
 - ▨ 市街地
- 環境**
- 海岸林
- 利用**
- 港湾・漁港等区域
- 海岸形態**
- 砂浜
 - 崖
 - その他
- 計画施設**
- 沖合施設
 - 堤防・護岸
 - 消波施設
 - 防潮・潮止樋門
 - 養浜・サンドバイパス

●施設整備計画

| 項目 | 整備目的 | 施設種類 | 施設規模 | 備考 |
|--------|--|------------------------|--|----------------------------|
| 防護（高潮） | ■ 波の打上高が堤防高を超えるため、沖合施設により波を小さくする。また、必要な部分では併せて堤防・護岸施設により、打上げを防ぐ。 | 沖合施設 堤防・護岸 堤防・護岸 | ②古磯部 L=500m ②古磯部 L=500m ②蒲庭 L=500m | H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m |
| 防護（侵食） | ■ 侵食傾向が強いことから、沖合い施設により波を小さくし、砂浜幅の確保を図る。 | 消波施設 | ②古磯部 L=200m | |
| 防護（崖） | ■ 崖基部の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。 | 堤防・護岸 消波施設 | ②蒲庭 L=300m ②蒲庭 L=2500m | H=T.P.+7.2m |
| 環境 | ■ 崖上の海岸林の保全に配慮する。 ■ 漁場環境の保全に配慮する。 | | ①全域 崖海岸部 | |



蒲庭ブロック（茶屋ヶ岬～蒲庭地区海岸南端：海岸延長4.9km）

以下についてはブロック全域で推進する。

- 防護：土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
- 環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
- 利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
- 愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策、日常的な維持管理体制の確立

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

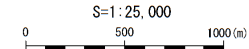
| 沿岸 | 海岸 | ブロック | 地区 | 住所 | 海岸形態 | 施設種類等 | 維持修繕の方針 |
|------|------|------|-----|-------|---------|-----------------------|--|
| 福島沿岸 | 相馬海岸 | 蒲庭 | 古磯部 | 相馬市磯部 | 砂浜 崖 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 古磯部 | 相馬市磯部 | 崖 | 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 蒲庭 | 相馬市蒲庭 | 崖 | 堤防・護岸 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |

施設整備計画

沿岸名
福島

ゾーン名
相双北部

ブロック名
鹿島



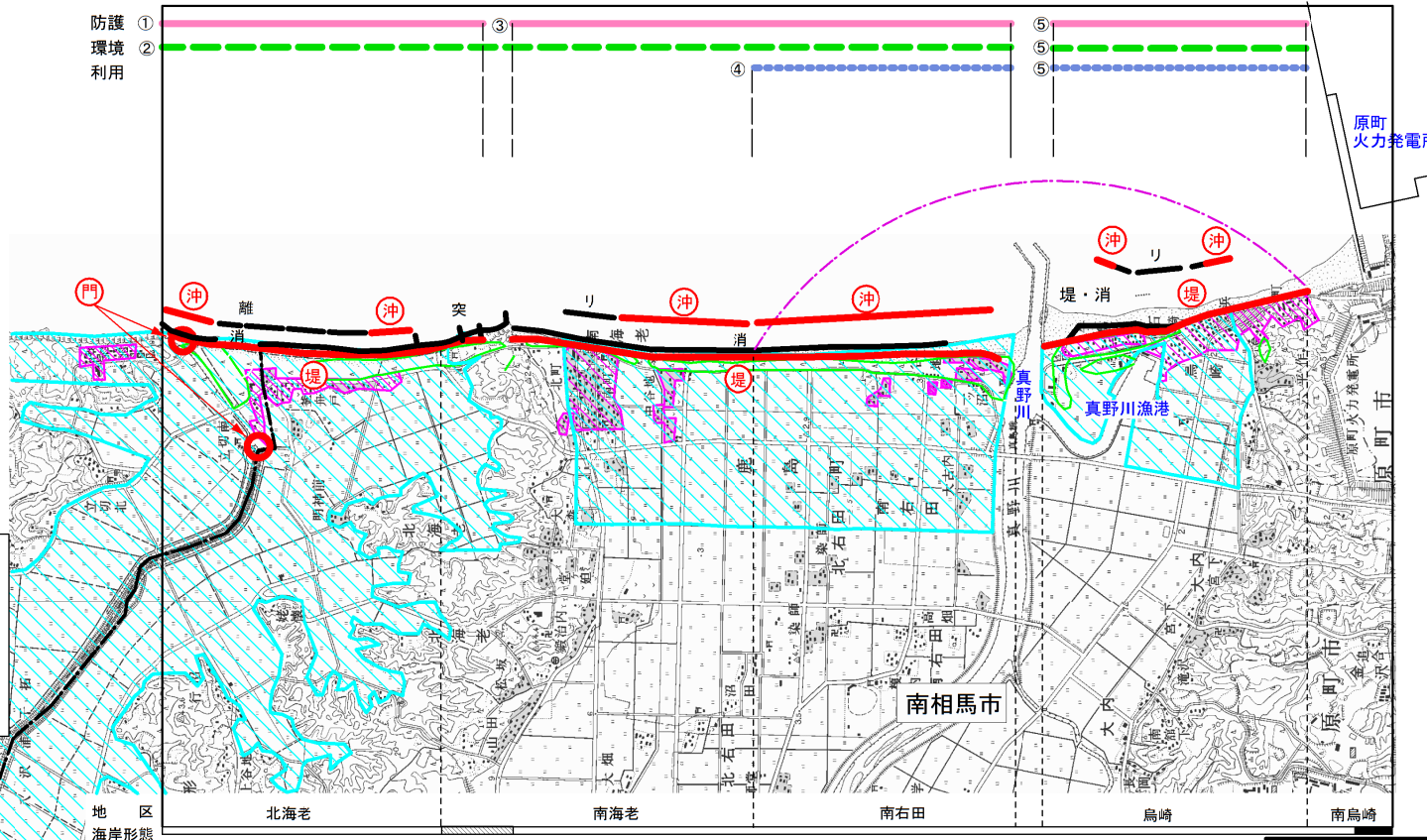
●施設整備計画

| 項目 | 整備目的 | 施設種類 | 施設規模 | 備考 |
|----------|---|---|---|---|
| 防護 (高潮) | ■ 波の打上高が堤防高を越えるため、沖合施設により波を小さくしたり、堤防・護岸施設により打上げを防ぐ。 | 沖合施設 堤防・護岸 沖合施設 堤防・護岸 堤防・護岸 | ①北海老 L=400m ①北海老・南海老 L=1800m ③南海老 L=800m ③南海老・南右田 L=2600m ⑤鳥崎 L=1400m | H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m |
| 防護 (侵食) | ■ 侵食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくし、砂浜幅の確保を図る。 | 沖合施設 沖合施設 堤防・護岸 沖合施設 | ①北海老 L=400m ③南海老・南右田 L=2000m ③南右田 L=600m ⑤鳥崎 L=300m | (施設は高潮と同一) (施設は高潮と同一) (施設は高潮と同一) |
| 防護 (その他) | ■ 農業用水の排水施設からの海水の進入を防ぐ。 | 防潮・潮止樋門 | ①北海老 | 2箇所 |
| 環境 | ■ 海岸林、砂浜植生及び景観の保全に配慮する。 | | ②⑤ほぼ全域 | (景観は砂浜部) |
| 利用 | ■ 海浜利用の安全性の向上のため汀線の安定を図る。 | 沖合施設 | ⑤鳥崎 | L=300m |
| | ■ 海辺への近づき易さの機能向上を図る。 | 堤防・護岸 | ⑤鳥崎 | L=900m |
| | ■ 利便施設の充実を図る。 | | ④南右田⑤鳥崎 | |



凡 例

- 防護** — 海岸保全施設 (現況)
— 海岸保全施設の種類の堤防*
- 護 護岸
突 突堤
離 離岸堤
消 消波堤 (工)
リ 人工リーフ
防 防潮堤
浜 人工海浜
○ 重要施設
■ 受益地域
■ 市街地
- 環境** □ 海岸林
- 利用** — 港湾・漁港等区域
- 海岸形態** 砂浜 崖 その他
- 計画施設** (沖): 沖合施設
(堤): 堤防・護岸
(消): 消波施設
(門): 防潮・潮止樋門
(養): 養浜・サンドパイパス



以下についてはブロック全域で推進する。

防護：土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策
日常的な維持管理体制の確立

鹿島ブロック (蒲庭地区海岸南端～鹿島町・原町市行政界：海岸延長6.4km)

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

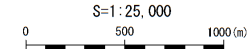
| 沿岸 | 海岸 | ブロック | 地区 | 住所 | 海岸形態 | 施設種類等 | 維持修繕の方針 |
|------|------|------|-----|-----------------------|-----------|--------------------------|--|
| 福島沿岸 | 鹿島海岸 | 鹿島 | 北海道 | 相馬市蒲庭 南相馬市鹿島区大字北海道 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 防潮・潮止樋門 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | | 南海老 | 南相馬市鹿島区大字南海老 | 砂浜 崖 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 南右田 | 南相馬市鹿島区大字南右田 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 漁港 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 烏崎 | 南相馬市鹿島区大字烏崎 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 漁港 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・馬の訓練場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 |
| | | | 南烏崎 | 南相馬市鹿島区大字烏崎 | 砂浜 その他 | 発電所 | — |

施設整備計画

沿岸名
福島

ゾーン名
相双北部

ブロック名
北泉大磯・萱浜



凡例

- 防護**
- 海岸保全施設 (現況)
 - 海岸保全施設の種類
 - 堤防[※]
 - 護岸
 - 突堤
 - 離岸堤
 - 消波堤 (工)
 - 人工リーフ
 - 防潮堤
 - 人工海浜
- 環境**
- 重要施設
 - 受益地域
 - 市街地
 - 海岸林
- 利用**
- 港湾・漁港等区域
- 海岸形態**
- 砂浜
 - 崖
 - その他

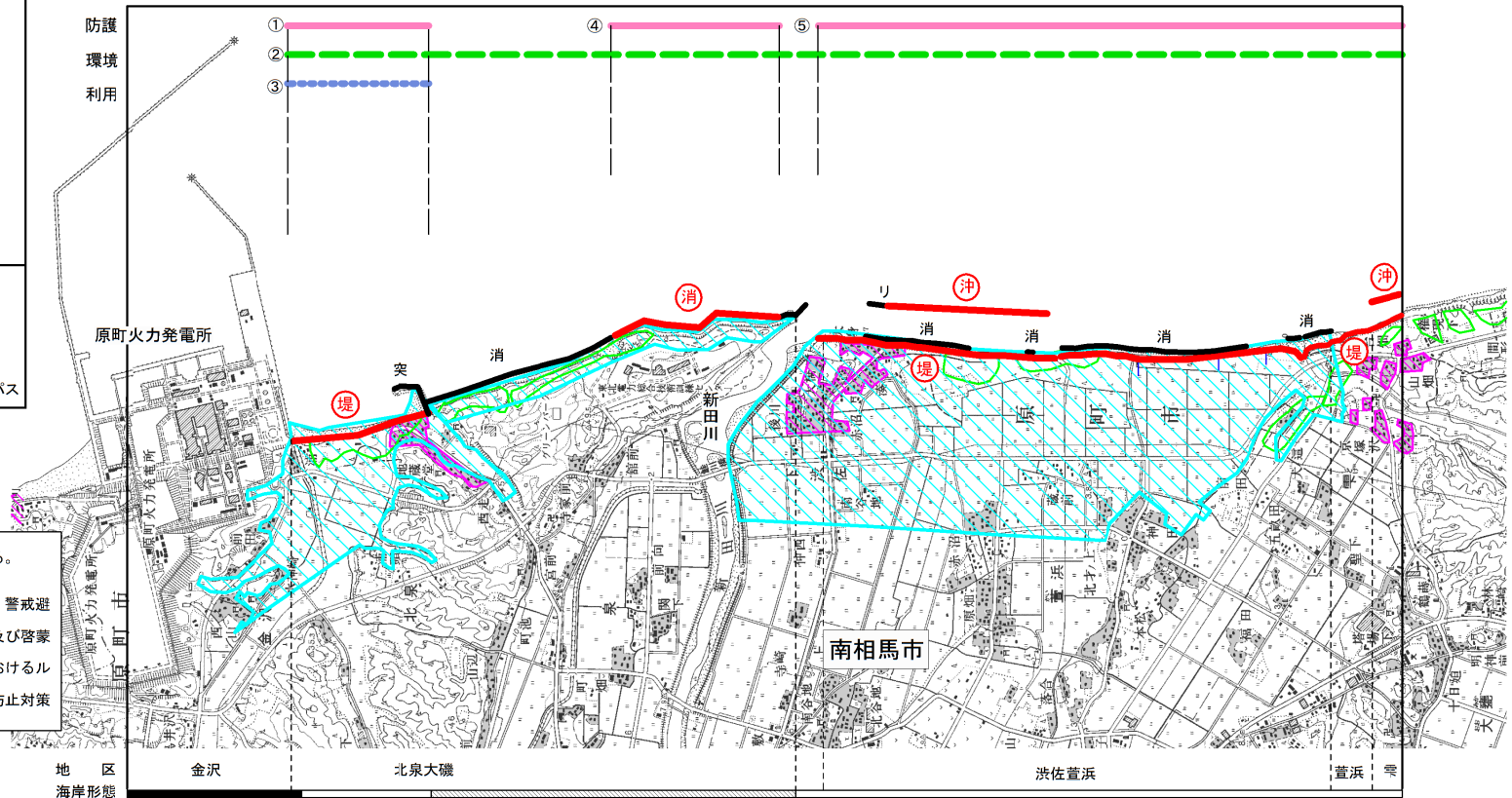
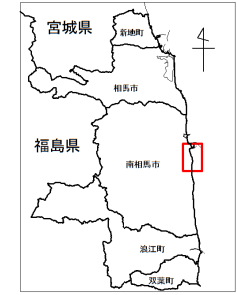
- 計画施設**
- 沖合施設
 - 堤防・護岸
 - 消波施設
 - 防潮・潮止樋門
 - 養浜・サンドパイパス

以下についてはブロック全域で推進する。

防護：土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
 環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
 利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
 愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策、日常的な維持管理体制の確立

●施設整備計画

| 項目 | 整備目的 | 施設種類 | 施設規模 | 備考 |
|---------|--|---------------|---------------------------------|-------------|
| 防護 (高潮) | ■ 波の打上高が堤防高を越えるため、沖合施設により波を小さくしたり、堤防・護岸施設により打上げを小さくする。 | 堤防・護岸 沖合施設 | ①北泉大磯 L=800m ⑤洪佐萱浜 L=700m | H=T.P.+7.2m |
| 防護 (侵食) | ■ 侵食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくし、砂浜幅の確保を図る。 | 堤防・護岸 沖合施設 | ⑤洪佐萱浜・萱浜・幸 L=3200m ⑥幸 L=200m | H=T.P.+7.2m |
| 防護 (崖) | ■ 崖基部の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。 | 消波施設 | ④北泉大磯 L=900m | |
| 環境 | ■ 海岸林、砂浜植生及び景観の保全に配慮する。 ■ 遊歩環境の保全に配慮する。 | | ②浪ぼ全域 主に崖海岸前面 | (景観は砂浜部) |
| 利用 | ■ 海辺への近づき易さの機能向上や利便施設の充実を図る。 ■ 野外学習機能の向上を図る。 | | ③北泉大磯海水浴場 ③北泉海浜総合公園前面 | |



北泉大磯・萱浜ブロック (鹿島町・原町市行政界～幸地区海岸南端：海岸延長7.4km)

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

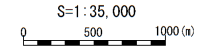
| 沿岸 | 海岸 | ブロック | 地区 | 住所 | 海岸形態 | 施設種類等 | 維持修繕の方針 |
|------|------|---------|------|-------------------------|----------------|-----------------------|---|
| 福島沿岸 | 原町海岸 | 北泉大磯・萱浜 | 金沢 | 南相馬市原町区金沢 | その他 | 発電所 | — |
| | | | 北泉大磯 | 南相馬市原町区北泉 南相馬市原町区泉 | 砂浜 崖 その他 | 堤防・護岸 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 |
| | | | 洪佐萱浜 | 南相馬市原町区下洪佐 南相馬市原町区萱浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 雲 | 南相馬市原町区雲 | 砂浜 | 堤防・護岸 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 雲 | 南相馬市原町区雲 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |

施設整備計画

沿岸名
福島

ゾーン名
相双北部

ブロック名
小浜・小高

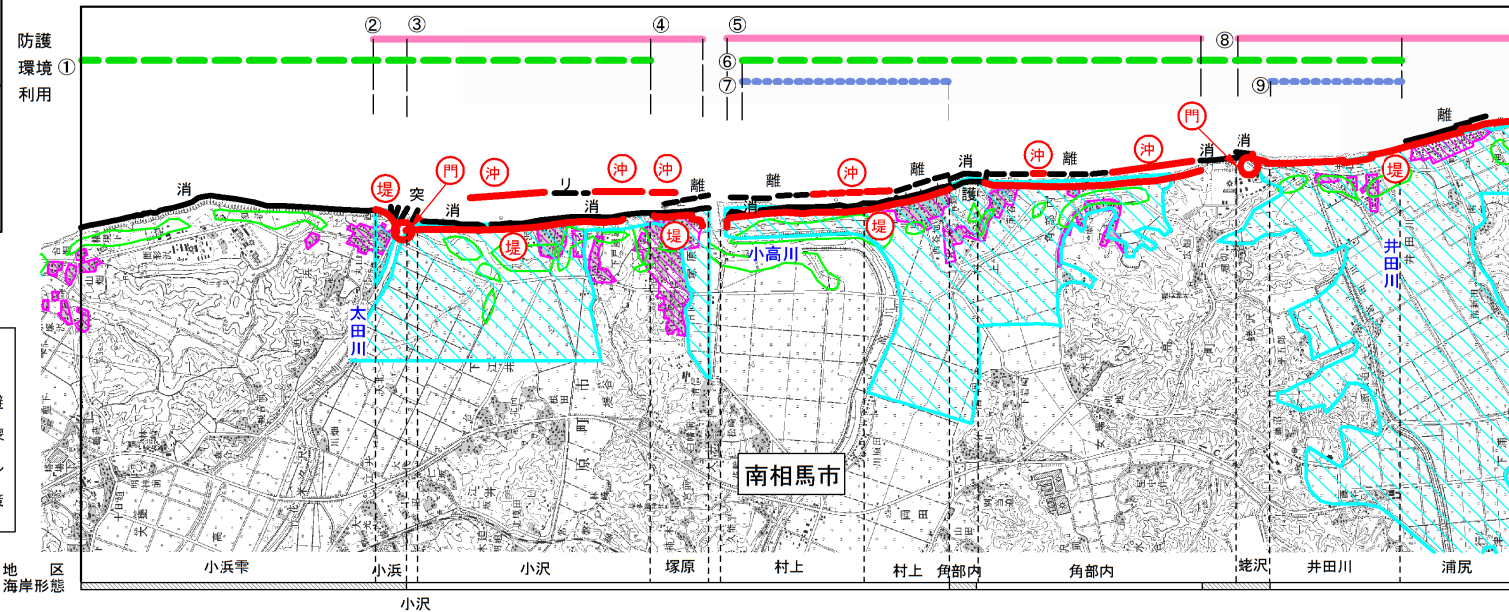
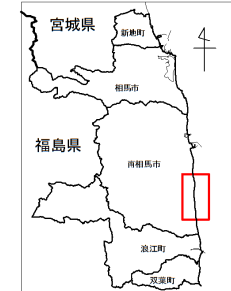


凡例

- 防護**
- 海岸保全施設（現況）
 - 海岸保全施設の種類の堤防*
 - 護岸
 - 突堤
 - 離岸堤
 - 消波堤（工）
 - 人工リーフ
 - 防潮堤
 - 人工海浜
 - 重要施設
 - 受益地域
 - 市街地
- 環境**
- 海岸林
- 利用**
- 港湾・漁港等区域
- 海岸形態**
- 砂浜
 - 崖
 - その他
- 計画施設**
- 沖：沖合施設
 - 堤：堤防・護岸
 - 消：消波施設
 - 門：防潮・潮止樋門
 - 養：養浜・サンドバイパス

●施設整備計画

| 項目 | 整備目的 | 施設種類 | 施設規模 | 備考 |
|---------|---|---|---|--|
| 防護（高潮） | 波の打上高が堤防高を越えるため、沖合施設により波を小さくすると共に堤防・護岸施設により、打上げを防ぐ。 | 堤防・護岸 沖合施設 堤防・護岸 堤防・護岸 堤防・護岸 堤防・護岸 | ②小浜 L=100m ③小沢 L=1000m ④小沢 L=1600m ⑤塚原 L=400m ⑥村上・角部内 L=3300m ⑦姥沢・井田川・浦尻 L=1900m | H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m H=T.P.+7.2m |
| 防護（侵食） | 侵食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくし、砂浜幅の確保を図る。 | 沖合施設 沖合施設 沖合施設 | ⑧小沢 L=1000m ④塚原 L=200m ⑤村上 L=400m ⑥角部内 L=800m | (施設は高潮と同一) |
| 防護（その他） | 農業用水の排水施設からの海水の進入を防ぐ。 | 防潮樋門 防潮樋門 | ②小沢 1箇所 ⑧姥沢 1箇所 | (施設は高潮と同一) |
| 環境 | 海岸林、砂浜植生及び景観の保全に配慮する。 養場環境の保全に配慮する。 | | ①⑥ほぼ全城 主に崖海岸部前面 | (景観は砂浜部) |
| 利用 | 海辺への近づき易さの機能向上を図る。 利便施設の充実を図る。 野外学習機能の向上を図る。 | 堤防・護岸 堤防・護岸 | ⑦村上 L=1500m ⑧井田川 L=1100m ⑦村上海水浴場 村上（村上キャンプ場地先） | (施設は高潮と同一) (施設は高潮と同一) |



小浜・小高ブロック（雫地区海岸南端～浦尻地区海岸南端：海岸延長10.4km）

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

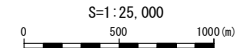
| 沿岸 | 海岸 | ブロック | 地区 | 住所 | 海岸形態 | 施設種類等 | 維持修繕の方針 |
|------|-------------|-------|-----------------------------|--|-----------------------|--|--|
| 福島沿岸 | 原町海岸 | 小浜・小高 | 小浜雫 | 南相馬市原町区雫 南相馬市原町区小浜 | 崖 | 堤防・護岸 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 小浜 | 南相馬市原町区小浜 | 崖 | 堤防・護岸 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 小沢 | 南相馬市原町区小浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 防潮樋門 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | | 小沢 | 南相馬市原町区小沢 南相馬市原町区堤谷 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | 塚原 | | 南相馬市小高区大字塚原 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | 村上 | | 南相馬市小高区大字村上 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・海水浴場として利用されているため、日常巡視に際しては砂浜の汀線変化状況を監視すると共に、利用者の安全に留意する。 | |
| | 角部内 | | 南相馬市小高区大字村上 | 崖 | 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | 角部内 | | 南相馬市小高区大字角部内 | 砂浜 崖 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| | 姥沢 | | 南相馬市小高区大字角部内 | 崖 | 堤防・護岸 消波施設 防潮樋門 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。 | |
| | 井田川 | | 南相馬市小高区大字角部内 南相馬市小高区大字浦尻 | 砂浜 | 堤防・護岸 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | |
| 浦尻 | 南相馬市小高区大字浦尻 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 | | | |

施設整備計画

沿岸名
福島

ゾーン名
相双北部

ブロック名
浪江



●施設整備計画

| 項目 | 整備目的 | 施設種類 | 施設規模 | 備考 |
|-------------|---|-------|---|------------|
| 防護 (高潮) | ■ 波の打上高が堤防高を越えるため、沖合施設により波を小さくしたり、堤防・護岸施設により打上げを防ぐ。 | 堤防・護岸 | ①柵塩 L=1100m H=T. P. +7. 2m | |
| | | 堤防・護岸 | ④請戸・請戸中浜・中浜 L=3400m H=T. P. +7. 2m 浪江中浜・双葉中浜 | |
| 防護 (侵食) | ■ 侵食傾向が強いことから、沖合施設により波を小さくしたり、養浜を行い砂浜幅の確保を図る。 | 沖合施設 | ④浪江中浜・双葉中浜 L=1100m | (施設は高潮と同一) |
| | | 沖合施設 | ①柵塩 L=100m 1箇所 | |
| 防護 (崖) | ■ 崖基部の侵食が激しいことから、消波施設の設置により崖の侵食防止を図る。 | 沖合施設 | ④浪江中浜・双葉中浜 L=1100m | |
| | | 消波施設 | ⑦柵塩 L=2, 235m | |
| 防護 (その他) | ■ 農業用水の排水施設からの海水の進入を防ぐ。 | 防潮樋門 | ④中浜 1箇所 | |
| 環境 | ■ 海岸林、砂浜植生及び景観の保全に配慮する。 ■ 養場環境の保全に配慮する。 | | ②請戸川左岸(柵塩) | |
| | | | ⑥請戸中浜・浪江中浜・双葉中浜 主に崖部・請戸漁港地先 | |
| 利用 | ■ 海辺への近づき易さの機能向上を図る。 ■ 野外学習機能の向上を図る。 | 堤防・護岸 | ③柵塩 L=1000m | (施設は高潮と同一) |
| | | 堤防・護岸 | ⑤請戸中浜・浪江中浜・双葉中浜 L=1600m | |
| | | | ①ラバン・なみえ前面 | |



凡例

防護

- 海岸保全施設(現況)
- 海岸保全施設の種類
- 堤防
- 護岸
- 突堤
- 離岸堤
- 消波堤(工)
- 人工リーフ
- 防潮堤
- 人工海浜
- 重要施設
- 受益地域
- 市街地

環境

- 海岸林

利用

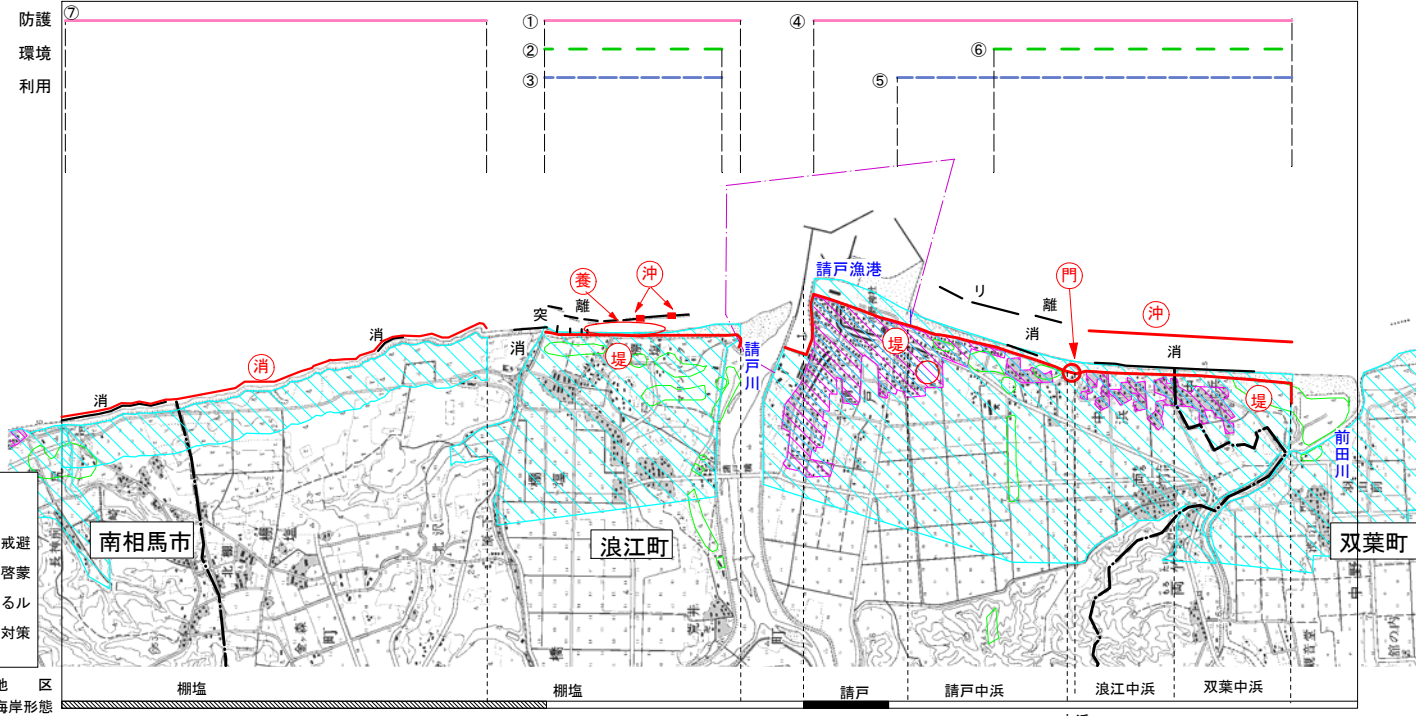
- 港湾・漁港等区域

海岸形態

- 砂浜
- 崖
- その他

計画施設

- 沖: 沖合施設
- 堤: 堤防・護岸
- 消: 消波施設
- 門: 防潮・潮止樋門
- 養: 養浜・サンドバイパス



以下についてはブロック全域で推進する。

防護：土砂収支の解明と総合土砂管理、警戒避難体制の充実
 環境：水質・砂浜の清浄化、環境教育及び啓蒙活動
 利用：水産利用に対する配慮、利用におけるルールづくり
 愛護：環境美化活動、ゴミの不法投棄防止対策、日常的な維持管理体制の確立

浪江ブロック(浦尻地区海岸南端～前田川河口：海岸延長6.7km)

※堤防は、平成23年東日本大震災以降、一律堤防高の嵩上げを行うため、現況の表記を省略している。

維持修繕の記述一覧

| 沿岸 | 海岸 | ブロック | 地区 | 住所 | 海岸形態 | 施設種類等 | 維持修繕の方針 |
|------|------|------|------|------------------------|-----------|-----------------------|--|
| 福島沿岸 | 浪江海岸 | 浪江 | 棚塩 | 南相馬市小高区大字浦尻 浪江町大字棚塩 | 崖 | 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 棚塩 | 浪江町大字棚塩 | 砂浜 崖 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 請戸 | 浪江町大字請戸 | 砂浜 その他 | 堤防・護岸 漁港 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 請戸中浜 | 浪江町大字請戸 浪江町大字中浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | | | 中浜 | 浪江町大字中浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 防潮樋門 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。 |
| | | | 浪江中浜 | 浪江町大字中浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |
| | 双葉海岸 | | 双葉中浜 | 双葉町大字中浜 | 砂浜 | 堤防・護岸 沖合施設 消波施設 | ・日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 |